

令和4年9月16日

経済環境委員会資料

環 境 部

目 次

【報告事項】

- 1 富山市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱の
改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
- 2 「プラスチック資源一括回収モデル実証事業」の
実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2頁

1 富山市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱の改正について

【環境保全課】

1 概要

本市では、公衆浴場の設備の新設・更新に対する公衆浴場設備改善事業補助制度を設けている。

令和4年6月、富山県が設けている類似の補助制度について、今年度に限り補助事業の対象に修繕の項目を加える改正が行われたこと、更には富山県公衆浴場業生活衛生同業組合富山支部から、本市に対して県と同様に補助事業の対象に修繕の項目の追加を求める要望書の提出があった。

このことから、公衆浴場の経営安定化に寄与し、市民の公衆衛生確保に資するため、今年度に限り補助事業の対象に修繕を追加するもの。

2 補助対象施設（以下の要件をすべて満たすもの）

- ア. 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく営業許可を受けていること。
- イ. 入浴料について物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の統制額の指定を受けていること。
- ウ. 脱衣場及び浴室の面積が210㎡以下であること。

3 補助金額等

- ア. 補助対象 要綱に定めた設備の新設、更新及び修繕
- イ. 補助期間 令和4年4月分から令和5年3月分までの12か月
- ウ. 補助金額 補助基本額又は修繕に要した費用のどちらか低い方の1/3

2 「プラスチック資源一括回収モデル実証事業」の実施について

【環境センター管理課】

1 目的

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、市町村の努力義務とされている「プラスチック資源一括回収」の実施に向け、国の「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を活用した実証事業を行い、その効果や影響、課題等について検証するもの。

なお、本事業に関する事務運営は、環境省から委託を受けた事業者が実施する。

※プラスチック資源一括回収
既に分別回収している「容器包装プラスチック」と、現在は燃やせるごみとして焼却処理されている「製品プラスチック（バケツやハンガーなど）」を一括回収し、再商品化するもの。

2 事業内容

(1) プラスチック資源一括回収及び再商品化（リサイクル）の実証

ア. 実施エリア 婦中地域

イ. 実施時期 令和4年11月（1ヶ月間）

(2) 収集物の組成分析

(3) 住民アンケート 取組みに対する評価、本格実施に向けた意見等の聴取

【検証内容】

- ・回収量の状況
- ・収集体制及び集積場への影響
- ・収集物の組成の状況（異物の混入割合等） など

3 事業スケジュール

内 容 / 月	9	10	11	12	1	2	3
案内チラシの配布等による周知		→					
プラスチック資源一括回収・再商品化、組成分析			→				
住民アンケート				→			
効果検証、報告書作成、国への報告				→	→	→	→